

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした土地開発公社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 定款に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 二 第十五条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。
- 三 第十八条第二項の規定に違反して、設立団体の長の承認を受けなかつたとき。
- 四 第十八条第三項の規定に違反して、同項に規定する書類を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。
- 五 第十八条第四項、第五項又は第七項の規定に違反したとき。
- 六 第十九条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 七 第二十二條第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。
- 八 第二十二條の八第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 九 第二十二條の八第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

令和7年8月16日 施行 現在施行

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
(令和七年法律第三十五号)

Law RevisionID:415AC0000000118_20250816_507AC0000000035

平成十五年法律第百十八号

地方独立行政法人法

第九章 解散及び清算

(債権の申出の催告等)

第九十六条 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第十二章 罰則

第三百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体若しくは関係市町村の長の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 この法律の規定により設立団体若しくは関係市町村の長又は設立団体の人事委員会に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 定款に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 五 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 六 第十三条第五項若しくは第六項又は第三十五条第三項の規定による調査を妨げたとき。

- 七 第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項（第八十七条の十八第四項において準用する場合を含む。）又は第八十七条の十第六項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による設立団体又は関係市町村の長の命令に違反したとき。
- 八 第二十八条第二項、第七十八条の二第二項又は第八十七条の十第二項（第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。
- 九 第三十四条第三項（第八十七条の二十第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
- 十 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 十一 第五十四条第一項、第五十六条の三第三項又は第二百二十二条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十二 第八十八条第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。
- 十三 第九十六条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 十四 第九十六条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。
- 十五 第二百二十二条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。
- 十六 第二百二十二条の四及び第二百二十二条の五第一項（これらの規定を第二百二十二条の七において準用する場合を含む。）の規定による設立団体又は関係市町村の長その他の執行機関の命令に違反したとき。
- 2 地方独立行政法人の子法人の役員が第十三条第七項又は第三十五条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

令和8年1月1日 施行 現在施行

公職選挙法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十号）

Law RevisionID:325AC1000000100_20260101_507AC1000000020

昭和二十五年法律第百号

公職選挙法

第十七章 補則

（財産区の特例）

第二百六十八条 財産区の議会の議員の選挙については、地方自治法第二百九十五条の規定による条例で規定するものを除く外、この法律中町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。但し、被選挙権の有無は、市町村又は特別区の議会が決定する。

令和5年4月1日 施行 現在施行

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）

Law RevisionID:341AC0000000126_20230401_504AC0000000056

昭和四十一年法律第二百二十六号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律

第三章 旧慣使用林野整備

（議会の議決等及び認可の申請）

第二十一条 市町村長は、第十九条の認可を申請しようとする場合には、当該認可の申請に係る旧慣使用林野整備計画につき当該市町村の議会の議決を経るとともに、当該旧慣使用林野整備計画において定められた事項のうち所有権又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得させるべき旧慣使用者に係る部分につき、それぞれ、それらの者の同意を得なければならない。

2 第五条第三項（同項第一号を除く。）及び第四項の規定は、第十九条の認可の申請について準用する。この場合において、第五条第三項第二号中「入会権に係る慣行」とあるのは「旧慣」と、「書面」とあるのは「書面並びに旧慣使用林野の一部が第二十条第二項の農林水産省令で定める権利の目的となつている土地である場合には、当該権利の種類及び内容を記載した書面」と、同項第三号中「第一項に規定する者」とあるのは「第二十条第一項の意見の内容を記載した書面及び同項の確認を得たことを証する書面並びに第二十一条第一項の当該市町村の議会の議決があつたことを証する書面及び同項に規定する旧慣使用者」と、同項第四号中「入会林野の所在地」とあるのは「旧慣使用林野の全部又は一部が当該市町村の区域外にある場合には、当該旧慣使用林野の全部又は一部の所在地」と、同条第四項中「第一項の入会権者の代表者」とあるのは「第十九条の認可を申請しようとする市町村長」と読み替えるものとする。

（地方自治法の適用除外等）

第二十四条 この章の規定による旧慣使用林野整備については、地方自治法第二百三十七条第二項及び第二百三十八条の六第一項（同法第二百九十四条第一項においてこれらの規定によることとされる場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 旧慣使用林野整備計画について当該市町村の議会が第二十一条第一項の議決をしたときは、当該旧慣使用林野整備計画において定められている旧慣使用林野に係る権利の設定又は移転については、更に地方自治法第九十六条第一項第六号及び第八号に掲げる事項についての同項の規定による議決（同法第二百九十五条の規定による議決を含む。）をすることを要しない。

令和8年5月21日 施行

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）

Law RevisionID:413AC0000000075_20260521_504AC0000000048

平成十三年法律第七十五号

社債、株式等の振替に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 振替機関等

第一節 通則（第三条―第七条）

第二節 業務（第八条―第十四条）

第三節 監督（第十五条―第二十四条）

第四節 合併、分割及び事業の譲渡（第二十五条―第三十二条）

第五節 加入者集会（第三十三条―第三十九条）

第六節 解散等（第四十条―第四十三条）

第七節 口座管理機関（第四十四条―第四十六条）

第八節 日本銀行が振替業を営む場合の特例（第四十七条―第五十条）

第三章 加入者保護信託

第一節 加入者保護信託契約（第五十一条―第五十七条）

第二節 受益者への支払等（第五十八条―第六十一条の二）

第三節 負担金（第六十二条―第六十四条）

第四節 雑則（第六十五条・第六十五条の二）

第四章 社債の振替

第一節 通則（第六十六条・第六十七条）

第二節 振替口座簿（第六十八条―第七十二条）

第三節 振替の効果等（第七十三条―第八十二条）

第四節 会社法の特例（第八十三条―第八十六条の四）

第五節 雑則（第八十七条）

第五章 国債の振替

第一節 通則（第八十八条―第九十条）

第二節 振替口座簿（第九十一条―第九十七条）

第三節 振替の効果等（第九十八条―第一百一条）

第四節 雑則（第一百十二条）

第六章 地方債等の振替

第一節 地方債の振替（第百十三条・第百十四条）

第二節 投資法人債の振替（第百十五条―第百十六条の二）

第三節 相互会社の社債の振替（第百十七条・第百十七条の二）

第四節 特定社債の振替（第百十八条・第百十九条）

第五節 特別法人債の振替（第百二十条）

第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替（第百二十一条―第百二十一条の五）

第七節 貸付信託の受益権の振替（第百二十二条―第百二十三条の二）

第八節 特定目的信託の受益権の振替（第百二十四条―第百二十六条）

第九節 外債の振替（第百二十七条）

第六章の二 受益証券発行信託の受益権の振替

第一節 通則（第百二十七条の二・第百二十七条の三）

第二節 振替口座簿（第百二十七条の四―第百二十七条の十五）

第三節 振替の効果等（第百二十七条の十六―第百二十七条の二十五）

第四節 信託法の特例（第百二十七条の二十六―第百二十七条の三十一）

第五節 雑則（第百二十七条の三十二）

第七章 株式の振替

第一節 通則（第百二十八条）

第二節 振替口座簿（第百二十九条―第百三十九条）

第三節 振替の効果等（第百四十条―第百四十九条）

第四節 会社法の特例（第百五十条―第百六十一条）

第五節 雑則（第百六十二条）

第八章 新株予約権の振替

第一節 通則（第百六十三条・第百六十四条）

第二節 振替口座簿（第百六十五条―第百七十三条）

第三節 振替の効果等（第百七十四条―第百八十二条）

第四節 会社法の特例（第百八十三条―第百九十条）

第五節 雑則（第百九十一条）

第九章 新株予約権付社債の振替

第一節 通則（第百九十二条・第百九十三条）

第二節 振替口座簿（第百九十四条―第二百四条）

第三節 振替の効果等（第二百五条―第二百四条）

第四節 会社法の特例（第二百五条―第二百二十四条）

第五節 雑則（第二百二十五条）

第十章 投資口等の振替

第一節 投資口の振替（第二百二十六条―第二百三十三条）

第二節 協同組織金融機関の優先出資の振替（第二百三十四条―第二百三十六条）

第三節 特定目的会社の優先出資の振替（第二百三十七条―第二百四十七条）

第四節 特別法人出資の振替（第二百四十七条の二―第二百四十七条の七）

第五節 新投資口予約権の振替（第二百四十七条の二の八―第二百四十七条の四）

第六節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替（第二百四十八条・第二百四十九条）

第七節 特定目的会社の転換特定社債の振替（第二百五十条―第二百五十二条）

第八節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三条―第二百五十五条）

第十一章 組織変更等に係る振替

第一節 金融機関の合併及び転換に関する法律による組織変更等に係る振替（第二百五十六条―第二百六十二条）

第二節 保険業法による組織変更等に係る振替（第二百六十三条―第二百六十九条の二）

第三節 金融商品取引法による合併に係る振替（第二百七十条―第二百七十五条）

第十二章 その他の有価証券に表示されるべき権利の振替（第二百七十六条）

第十三章 雑則（第二百七十七条―第二百八十七条）

第十四章 罰則（第二百八十八条―第二百九十七条）

附則

第四章 社債の振替

第一節 通則

（権利の帰属）

第六十六条 次に掲げる社債で振替機関が取り扱うもの（以下この章において「振替社債」という。）についての権利（第七十三条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

一 次に掲げる要件の全てに該当する社債（以下この章において「短期社債」という。）

イ 各社債の金額が一億円を下回らないこと。

ロ 元本の償還について、社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

二 当該社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する社債の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債

（社債券の不発行）

第六十七条 振替社債については、社債券を発行することができない。

2 振替社債の社債権者は、当該振替社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替社債が振替機関によって取り扱われなくなったときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、社債券の発行を請求することができる。

3 前項の社債券は、無記名式とする。

第二節 振替口座簿

（振替社債の発行時の新規記載又は記録手続）

第六十九条 特定の銘柄の振替社債の発行者は、当該振替社債を発行した日以後遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該発行に係る振替社債の銘柄

二 前号の振替社債の社債権者又は質権者である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者のために開設された第一号の振替社債の振替を行うための口座

四 加入者ごとの第一号の振替社債の金額（次号に掲げるものを除く。）

五 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である第一号の振替社債の金額

六 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び前号の金額のうち信託財産であるものの金額

七 第一号の振替社債の総額その他の主務省令で定める事項

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の社債権者であるものに限る。）に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録

ロ 当該口座の前条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の金額の増額の記載又は記録

ハ 当該口座における前項第六号の信託財産であるものの金額の増額の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入

者に係る同項第四号の金額と同項第五号の金額を合計した金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第六号までに掲げる事項の通知

3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（会社が社債権者等の口座を知ることができない場合に関する手続）

第六十九条の二 会社が特定の銘柄の振替社債を交付しようとする場合において、当該振替社債の社債権者又は質権者のために開設された振替社債の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替社債を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあっては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を当該振替社債の社債権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

- 一 会社が一定の日における当該振替社債の社債権者（質権者があるときは、その質権の目的である社債の社債権者を除く。）及び当該質権者について前条第一項の通知又は振替の申請をする旨
- 二 前号の社債権者又は質権者のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を、通知者がこの項の通知を発した日から起算して、社債権者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内に通知者に通知すべき旨
- 三 第三項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所
- 四 その他主務省令で定める事項

2 前項の通知者が同項の会社以外の者である場合には、当該通知者は、同項第一号の一定の日において、当該会社に対し、同号の社債権者又は質権者が通知した同項第二号の口座を通知しなければならない。

3 第一項第一号の社債権者又は質権者が同項第二号の期間内に同号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該社債権者又は当該質権者のために振替社債の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4 会社が第一項の振替社債に係る社債の発行者である場合において、同項第一号の一定の日までに第十三条第一項の同意を与えていないときは、速やかに、当該社債について振替機関に同項の同意を与えなければならない。

5 第一項に規定する場合において、会社が前条第一項の通知をするときは、第一項第一号の社債権者又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

（特別口座に記載又は記録がされた振替社債についての振替手続等に関する特例）

第七十条の二 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替社債については、当該加入者又は当該振替社債の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 特定の銘柄の振替社債に係る第六十九条第一項の通知又は振替の申請の前に合併により消滅する会社の株式を取得した者であって株主名簿に記載又は記録がされていないことを理由として合併に際して当該株式に代わる当該振替社債の交付を受けることができなかったものその他の主務省令で定める者（以下この項において「取得者等」という。）が、当該通知又は当該振替の申請の後に、当該振替社債についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であって執行力を有するもの正本若しくは謄本若しくは当該判決であって執行力を有するもの内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したもので若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者等が添付して請求をした場合又は当該取得者等の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

- 一 当該取得者等のための第六十九条の二第三項本文の申出
 - 二 前号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替社債についての振替の申請
- 3 特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

（特別口座の移管）

第七十条の三 特別口座に記載され、又は記録された振替社債の発行者は、当該特別口座を開設した振替機関等（次項及び第三項において「移管元振替機関等」という。）以外の振替機関等に対し、当該特別口座の加入者のために当該振替社債の振替を行うための特別口座の開設の申出をすることができる。

2 前項の申出は、移管元振替機関等が開設した当該振替社債の振替を行うための特別口座（次項及び第四項において「移管元特別口座」という。）の全ての加入者のために、一括してしなければならない。ただし、前項の発行者が加入者のために開設の申出をした特別口座が同項の申出に係る振替機関等にある場合における当該加入者については、この限りでない。

3 第一項の発行者は、移管元振替機関等に対し、移管元特別口座に記載され、又は記録された振替社債の全てについて、移管先特別口座（同項の申出により開設された特別口座又は前項ただし書の特別口座をいう。次項において同じ。）を振替先口座とする振替の申請をすることができる。

4 第一項の発行者は、前項の申請をした場合には、遅滞なく、移管元特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。

(抹消手続)

第七十一条 特定の銘柄の振替社債について、抹消の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減額の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該抹消において減額の記載又は記録がされるべき振替社債の銘柄及び金額
- 二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

4 第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における同項第一号の金額についての減額の記載又は記録
- 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の金額についての減額の記載又は記録
- 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理者等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか、社債権者又は質権者に対し、振替社債の償還をするのと引換えにその口座における当該振替社債の銘柄についての当該償還に係る振替社債の金額と同額の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

8 前項の規定は、社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受けた社債管理者等が当該社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。

第四節 会社法の特例

(社債の発行に関する会社法の特例)

第八十四条 振替社債の発行者は、当該振替社債についての会社法第六百七十七条第一項の規定による通知において、当該振替社債についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。ただし、短期社債については、この限りでない。

2 振替社債についての社債原簿には、当該振替社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

3 振替社債の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座を会社法第六百七十七条第二項の書面に記載し、又は同法第六百七十九条の契約を締結する際に当該口座を当該振替社債の発行者に示さなければならない。

4 会社法第六十六条第一項本文の規定による請求により振替社債の交付を受けようとする者は、自己のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を当該振替社債を交付する会社に示さなければならない。

第五節 雑則

第八十七条 第六十九条第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第七号に掲げる事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替社債の発行者の負担とする。

第六章 地方債等の振替

第一節 地方債の振替

(地方債に関する社債に係る規定の準用)

第一百三条 第四章の規定（第六十六条第一号、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号口及び八、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三並びに第四節の規定を除く。）は、地方債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十七条第一項	社債券	地方債証券（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の六において読み替えて準用する会社法第七
----------	-----	---

		百五条第二項に規定する地方債証券をいう。以下同じ。)
第六十七条第二項及び第三項	社債券	地方債証券
第六十八条第三項第二号	商号	名称
第六十九条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く。）	金額
第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債券者であるものに限る。）	加入者
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計した金額	金額
	第六号	第四号
第七十条第三項第二号	質権欄	第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）

第七十一条第七項	社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社	地方財政法第五条の六において読み替えて準用する会社法第七百五条第一項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者
	社債管理者等	募集等受託者
第七十一条第八項	社債管理者等	募集等受託者
第八十条第一項及び第八十一条第一項	この条及び第八十五条	この条

（法律の適用の明示等）

- 第百十四条** 地方債で振替機関が取り扱うものの発行者は、引受けの申込みをする者に対し、当該地方債についてこの法律の規定の適用がある旨を明示しなければならない。ただし、契約により当該地方債の総額を引き受ける者がある場合には、この限りでない。
- 2** 地方債で振替機関が取り扱うものの引受けの申込みをする者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該地方債の振替を行うための口座を当該地方債の発行者に示さなければならない。

第二節 投資法人債の振替

（投資法人債に関する社債に係る規定の準用）

- 第百十五条** 第四章の規定（第六十六条第一号イから二まで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三、第八十三条、第八十四条第四項並びに第八十六条の二から第八十六条の四までの規定を除く。）は、投資法人債（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六	次に掲げる要件の全てに該当する社債（以下この章におい	投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
------	----------------------------	--

条第一号	て「短期社債」という。)	
第六十七条第一項	社債券	投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十項に規定する投資法人債券をいう。以下同じ。）
第六十七条第二項及び第三項	社債券	投資法人債券
第六十九条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く。）	金額
第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者であるものに限る。）	加入者

第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計した金額	金額
	第六号	第四号
第七十条第三項第二号	質権欄	第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第七十一条第七項	社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る	投資法人債管理者（投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の八に規定する投資法人債管理者をいう。以下同じ。）、投資法人債管理補助者（投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者をいい、投資法人債権者又は質権者のために振替投資法人債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ
	社債管理者等	投資法人債管理者等
第七十一条第八項	社債管理者等	投資法人債管理者等
第八十四条第一項	会社法第六百七十七条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の四第一項
第八十四	社債原簿	投資法人債原簿（投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の七において読み替えて準用する会社法第六百八十一条に規定する投資法人債原簿をいう。）

条第二項		
第八十四條第三項	会社法第六百七十七條第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九條の四第二項
	第六百七十九條	第百三十九條の六
第八十五條第一項	社債権者集会	投資法人債権者集会（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九條の十第一項に規定する投資法人債権者集会をいう。以下同じ。）
第八十六條第一項	社債権者集会	投資法人債権者集会
第八十六條第一項第一号	社債管理者	投資法人債管理者
第八十六條第一項第二号	社債管理補助者	投資法人債管理補助者
第八十六條第二項	社債権者集会	投資法人債権者集会

（振替投資法人債に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第百十六條 投資法人債で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資法人債」という。）に関する投資信託及び投資法人に関する法律第百九十六條第一項及び第二項、第百九十七條並びに第百二十九條の規定の適用については、振替投資法人債は、同法に規定する投資証券等のうち同法に規定する投資法人債券とみなす。

（振替投資法人債についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外）

第百十六條の二 振替投資法人債については、投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九條の七において準用する会社法第六百八十一條第四号及び第五号、第六百八十二條第一項から第三項まで、第六百八十八條第一項、第六百九十條第一項、第六百九十一條第一項及び第二項、第六百九十三條第一項、第六百九十四條第一項並びに第六百九十五條の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第三節 相互会社の社債の振替

（相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用）

第百十七條 第四章の規定（第六十六條第一号イから二まで、第六十九條第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九條の二、第七十條の二、第七十條の三、第八十三條、第八十四條第四項並びに第八十六條の二から第八十六條の四までの規定を除く。）は、相互会社の社債（保険業法第六十一條に規定する社債をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六條第一号	次に掲げる要件の全てに該当する社債（以下この章において「短期社債」という。）	保険業法第六十一條の十第一項に規定する短期社債
第六十七條第一項	社債券	社債券（保険業法第六十一條第六号に規定する社債券をいう。以下同じ。）
第六十八條第三項	商号	名称

第二号		
第六十九条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く。）	金額
第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者であるものに限る。）	加入者
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計した金額	金額
	第六号	第四号
第七十条第三項第二号	質権欄	第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）

第七十一条第七項	社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る	社債管理者（保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者をいう。以下同じ。）、社債管理補助者（保険業法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者をいい、社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ
第八十四条第一項	会社法第六百七十七条第一項	保険業法第六十一条の二第一項
第八十四条第二項	社債原簿	社債原簿（保険業法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十一条に規定する社債原簿をいう。）
第八十四条第三項	会社法第六百七十七条第二項	保険業法第六十一条の二第二項
	第六百七十九条	第六十一条の四
第八十五条第一項	社債権者集会	社債権者集会（保険業法第六十一条の八第一項に規定する社債権者集会をいう。以下同じ。）

（相互会社の社債で振替機関が取り扱うものについての保険業法の適用除外）

第百十七条の二 相互会社の社債で振替機関が取り扱うものについては、保険業法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項、第六百九十四条第一項並びに第六百九十五条の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第四節 特定社債の振替

（特定社債に関する社債に係る規定の準用）

第百十八条 第四章の規定（第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三、第八十三条、第八十四条第四項並びに第八十六条の二から第八十六条の四までの規定を除く。）は、特定社債（資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいい、転換特定社債（同法第三百十一条第一項に規定する転換特定社債をいう。以下同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債（同法第三百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第一号	次に掲げる要件の全てに該当する社債（以下この章において「短期社債」という。）	資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債
第六十七条第一項	社債券	特定社債券（資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する特定社債券をいう。以下同じ。）
第六十七条第二項及び第三項	社債券	特定社債券
第六十九条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第六十九条第	金額（次号に掲げるものを除く。）	金額

一項第四号		
第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者であるものに限る。）	加入者
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計した金額	金額
	第六号	第四号
第七十条第三項第二号	質権欄	第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第七十一条第七項	社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る	特定社債管理者（資産の流動化に関する法律第二百六十六条に規定する特定社債管理者をいう。以下同じ。）、特定社債管理補助者（資産の流動化に関する法律第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者をいい、特定社債権者又は質権者のために振替特定社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ
	社債管理者等	特定社債管理者等

第七十一条第八項	社債管理者等	特定社債管理者等
第八十四条第一項	会社法第六百七十七条第一項	資産の流動化に関する法律第二百二十二条第一項
第八十四条第二項	社債原簿	特定社債原簿（資産の流動化に関する法律第二百五条において読み替えて準用する会社法第六百八十一条に規定する特定社債原簿をいう。）
第八十四条第三項	会社法第六百七十七条第二項	資産の流動化に関する法律第二百二十二条第二項
	第六百七十九条	第二百二十四条
第八十五条第一項	社債権者集会	特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第二百二十九条第一項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。）
第八十六条第一項	社債権者集会	特定社債権者集会
第八十六条第一項第一号	社債管理者	特定社債管理者

第八十六条第一項第二号	社債管理補助者	特定社債管理補助者
第八十六条第二項	社債権者集会	特定社債権者集会

（特定社債で振替機関が取り扱うものに関する資産の流動化に関する法律の適用除外）
第一百九条 特定社債で振替機関が取り扱うものについては、資産の流動化に関する法律第二百五条において準用する会社法第六百八十一条第四号及び第五号、第六百八十二条第一項から第三項まで、第六百八十八条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項及び第二項、第六百九十三条第一項、第六百九十四条第一項並びに第六百九十五条の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第五節 特別法人債の振替

第二百十条 第四章の規定（第六十六条第一号イから二まで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二、第七十条の三並びに第四節の規定を除く。）及び第百十四条の規定は、特別法人債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第一号	次に掲げる要件の全てに該当する社債（以下この章において「短期社債」という。）	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利
第六十七条	社債券	債券

第六十八条第三項第二号	商号	名称
第六十九条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く。）	金額
第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者であるものに限る。）	加入者
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計した金額	金額
	第六号	第四号
第七十条第三項第二号	質権欄	第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）
第七十一条第七項	社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社	特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者

	社債管理者等	特別法人債管理者
第七十一条第八項	社債管理者等	特別法人債管理者
第八十条第一項及び第八十一条第一項	この条及び第八十五条	この条

第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替

（投資信託受益権に関する社債等に係る規定の準用）
第二百一十一条 第四章の規定（第六十六条第一号、第七十一条第八項及び第四節（第八十四条第二項、第八十五条第一項及び第八十六条の二第一項を除く。）の規定を除く。）、第一百零四条第二項及び第一百五十五条第八項の規定は、投資信託受益権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項に規定する受益権をいい、外国投資信託に係る信託契約に基づく受益権を含む。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条	利息	収益の分配金
第六十六条第二号	発行の決定	投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。）
	当該決定に基づき発行する	当該

第六十七条第一項	社債券	受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）
第六十七条第二項及び第三項	社債券	受益証券
第六十八条第三項第三号から第五号まで、第四項第二号及び第五項第二号	金額	口数
第六十九条第一項	を発行した日以後遅滞なく	について、信託が設定された場合には
第六十九条第一項第一号	発行	信託
第六十九条第一項第四号から第六号まで	金額	口数

第六十九条第一項第七号	総額	総口数
第六十九条第二項	金額	口数
	増額	増加
第六十九条の二第一項各号列記以外の部分	会社が	受託者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の場合にあっては、委託者。以下同じ。）が
	当該会社	当該受託者
	新設合併	信託の併合
第六十九条の二第一項第一号	会社	受託者
	通知又は振替の申請	通知
第六十九条の二第二項から第五項まで	会社	受託者
第七十条第一項	減額若しくは増額	口数の減少若しくは増加